

総量削減義務と排出量取引制度の 運用状況について

平成24(2012)年3月8日
東京都環境局
高岡 路枝

目次

1. 総量削減義務と排出量取引制度の導入経緯
2. 制度の概要
3. 削減義務の達成状況
4. 排出量取引の状況
5. 会計・税務について

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and residential buildings. A semi-transparent white rectangular box is overlaid in the center of the image, containing the main title text. The background is slightly hazy, suggesting a clear but bright day.

1. 総量削減義務と排出量取引制度の導入経緯



気候変動対策への都の基本姿勢

1 エネルギーの大消費地としての責務

- ・東京のエネルギー消費量は北欧の一国なみ

2 都市の建物からの排出を削減する必要

- ・建築物における対策を進めることが都市のエネルギー削減の鍵を握る

3 炭素制約時代での東京の成長を可能に

- ・いち早く低炭素型の都市に転換することが、東京の持続可能な成長を可能に ⇒ 東京自身のメリット



地球温暖化対策計画書制度の運用

環境確保条例に基づく 地球温暖化対策計画書制度の導入

第1ステップ：2002 - 2004年度

- 排出量の報告と自主的な目標の設定（3年間で▲2%）

第2ステップ：2005 - 2009年度

- 対象事業所がより高いレベルの削減対策に取り組むよう都による指導・助言
- 対象事業所は、毎年、排出状況報告を都に提出
- より積極的に温暖化対策に取り組む事業所を評価・公表（5年間で▲6%）



地球温暖化対策計画書制度の運用結果

- ほとんどの対象事業所において、取組内容が標準レベルにとどまった。
- 削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす。
- 排出削減コストを明確な経営経費として認識する必要（省エネを現場スタッフの努力の問題から、トップマネジメントの課題に）

*** 志高い自主的取組は極めて重要**

**しかし、自主的な取組のみを促す制度だけでは、
大幅なCO₂排出総量の削減は限界**

*** 自主か義務かではなく、**

自主的取組をより促進するためにも、義務化が必要



東京におけるキャップ&トレードの導入

• 2010年度～

総量削減義務と排出量取引制度の導入へ

⇒我が国初のキャップ&トレード

⇒オフィスビルをも対象とする、
世界初の都市型の総量削減義務制度

- ①原単位ではなく、総量の削減
- ②自主参加型ではなく、義務的的制度
- ③明確な排出量の算定検証ルール

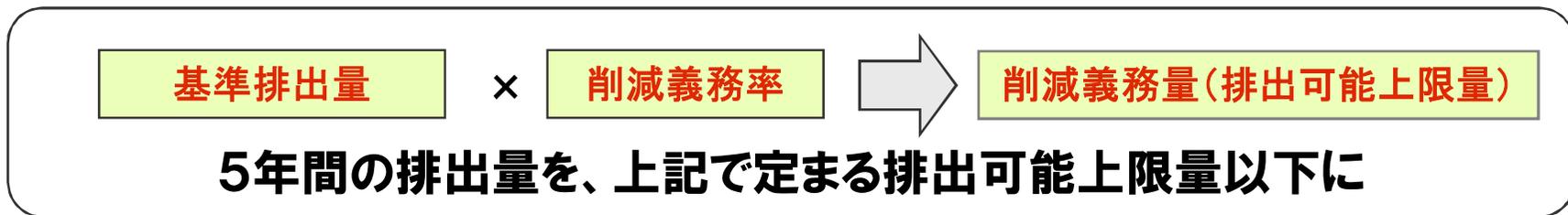
An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and residential buildings. A large, green park area is visible in the lower half of the image. A semi-transparent white rectangular box is overlaid in the center, containing the text '2. 制度の概要'.

2. 制度の概要

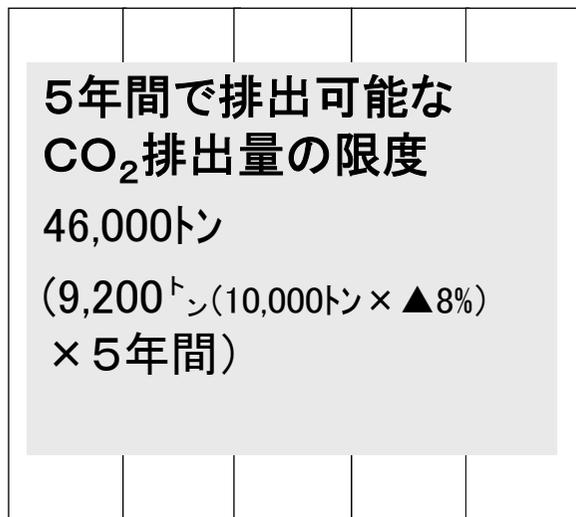
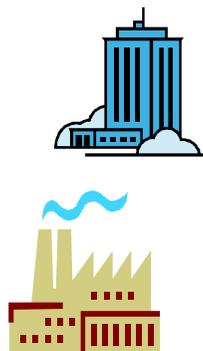
制度の概要(1) 総量削減義務の内容①

対象範囲	前年度の燃料、熱、電気の使用量が、 原油換算で1,500 kℓ以上の1,360事業所 (2011年3月末時点) <ul style="list-style-type: none">・オフィスビル等の業務部門:約8割・工場等の産業部門:約2割 (都内の主要な超高層ビル、官庁も対象に)
総量削減義務の対象者	対象となる事業所の所有者 。但し、届出があれば、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務者となることができる。 *一定規模以上のテナント事業者も義務者となることも可能
削減計画期間	5年間 第一計画期間:2010～2014年度 第二計画期間:2015～2019年度 排出量の把握と計画書の提出:毎年
削減義務対象ガス	燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO2

制度の概要(2) 総量削減義務の内容②



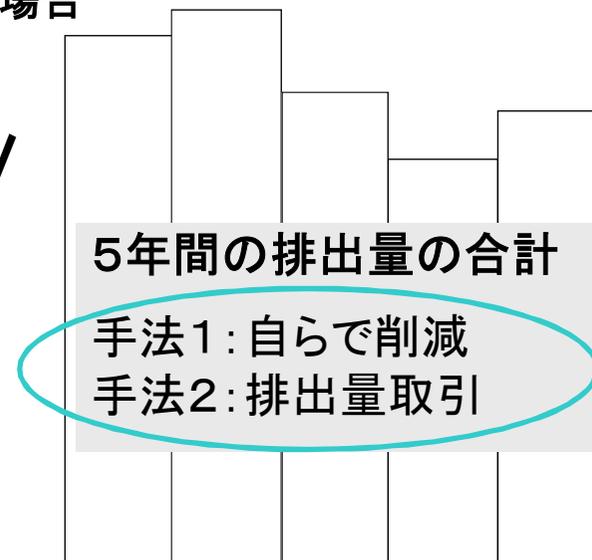
- 「基準排出量」: 10,000トン
- 第1計画期間の削減義務率: ▲8%削減



2010 '11 '12 '13 '14 年度
(削減計画期間: 5年間)

の場合

Ⅳ
削減義務履行



2010 '11 '12 '13 '14 年度

制度の概要(3) 総量削減義務の内容③

削減義務率 (第1計画期間)	区 分		削減義務率
	I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分 I-2」に該当するものを除く。)	8%
	I-2	オフィスビル等のうち、地域冷暖房等を多く利用している事業所	6%
	II	区分 I-1、区分 I-2以外の事業所(工場等)	6%
○地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所は、トップレベル事業所として削減義務率を1/2又は3/4に軽減			
排出上限量 の割当方法	<u>グランドファザリング</u> 基準排出量 × 削減義務率 × 5年間 *基準排出量: (原則)2002年度から2007年度までの間の いずれか連続する3か年度の平均		
検 証	基準排出量の申請、排出量の報告などの際には、 <u>登録検証機関 の検証が必要</u>		
実効性の確保	削減義務未達成の場合、措置命令(不足量の1.3倍)。命令違反 の場合、罰金(上限50万円)、違反事実の公表、知事による代行 と費用請求		



制度の概要(4) 総量削減義務の履行手段

1 自らの事業所で削減

高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進 など

2 排出量取引 都基準によりクレジット化した削減量を取引で取得

- ①超過削減量：対象事業所が義務量を超えて削減した量
- ②中小クレジット：都内中小規模事業所において認定基準に基づく対策による削減量
- ③都外クレジット：都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量（削減義務量相当を超えた量に限る）
- ④再エネクレジット：再生可能エネルギー環境価値（グリーンエネルギー証書、生グリーン電力等を含む。）
- ⑤埼玉連携クレジット：埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット



制度の概要(5) 削減量口座簿

<削減量口座簿とは>

- 削減義務に利用できるクレジット等の取引履歴や量などの情報を記録し、管理する電子システム
- 排出量取引を行う場合は、削減量口座簿上に口座を開設する必要がある。

●指定管理口座

対象事業所の義務履行状況などを表す管理簿（対象事業者が必ず開設）

●一般管理口座

クレジットの所有状況などを記録（取引参加希望者が任意で開設）

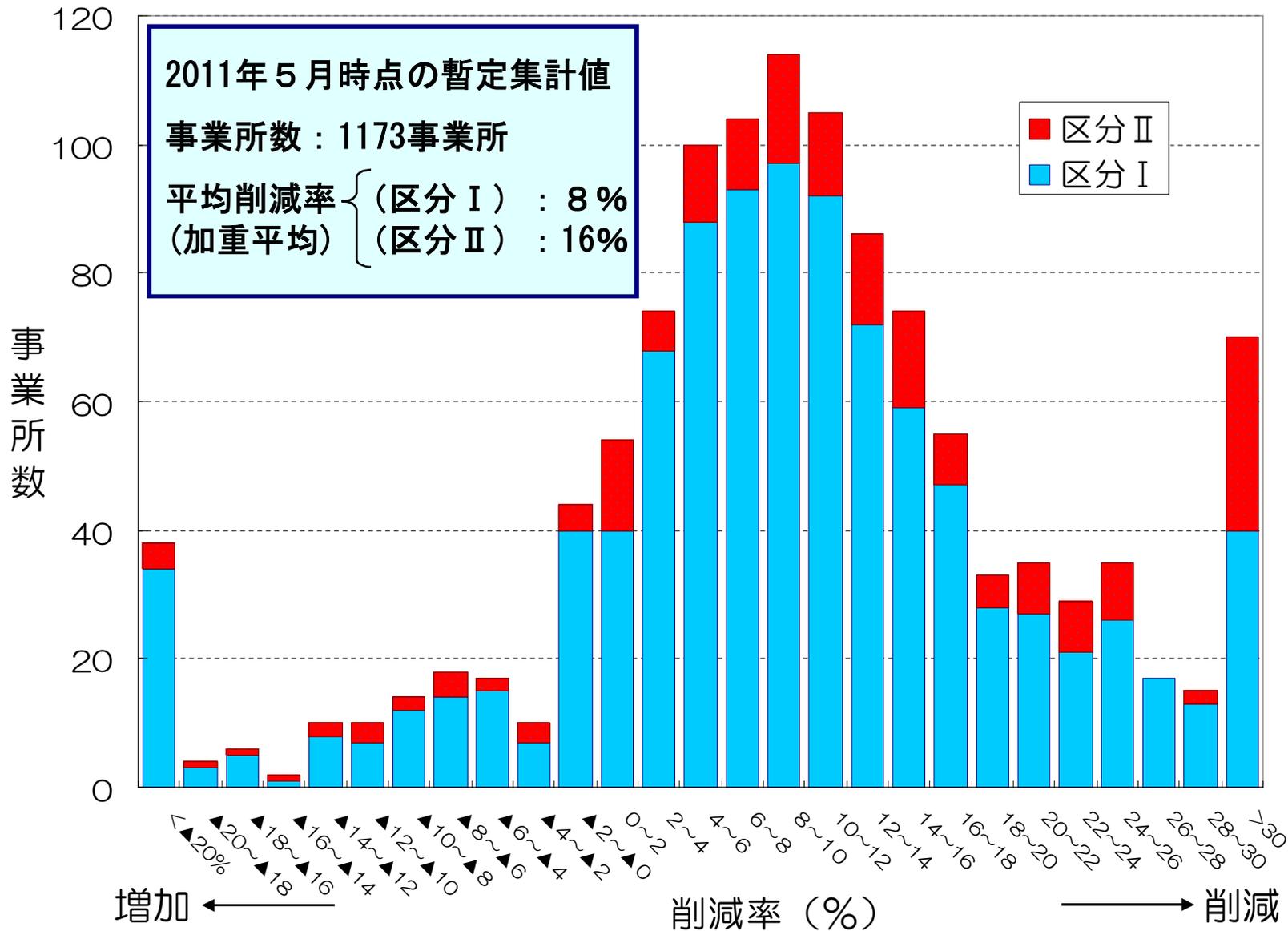
●知事の管理口座

対象事業所の義務充当の記録など、制度運用のために必要な口座

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and buildings. In the foreground, there is a large, lush green park area with many trees and a winding path. The sky is clear and blue. A semi-transparent white banner is overlaid across the middle of the image, containing the text '3. 削減義務の達成状況'.

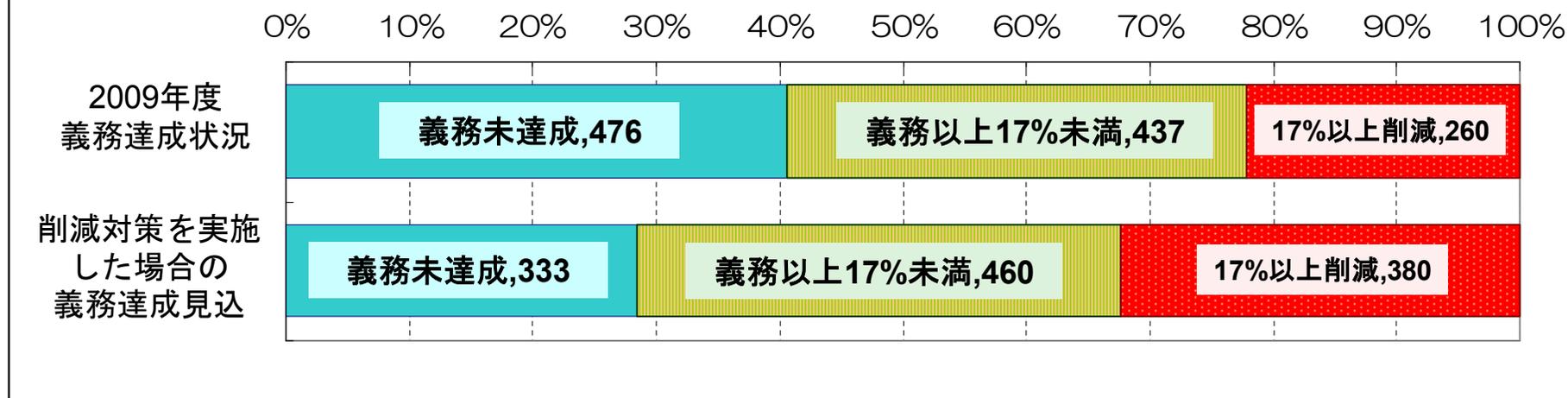
3. 削減義務の達成状況

基準排出量と2009年度削減実績との比較



削減義務の達成見込

2009年度 削減義務の達成状況と今後の見込



- ・ 2009年度実績が維持されるとすると、約6割の事業所が削減達成
- ・ 2009年度実績で、2割強の事業所が17%以上の削減達成

2009年度削減実績が継続し、5年間の削減計画が実施された場合、義務達成見込みの事業所は約70%

トップレベル事業所認定申請の状況

<平成24年2月21日発表>

トップレベル事業所9、準トップレベル事業所9の合計18事業所を認定

今年度から平成26年度までの間、トップレベル事業所は削減義務率を1/2に、準トップレベル事業所は3/4に軽減

区分	第一区分事業所		第二区分事業所		合計 (23年度)	累計 (22年度~)
	オフィスビル	その他	工場	その他		
トップレベル事業所	4	0	1	4	9	27
準トップレベル事業所	8	1	0	0	9	43
合計	12	1	1	4	18	70

- ・新築事業所(削減義務対象として初年度)からの認定が4件あった。
- ・昨年度準トップレベル事業所に認定された事業所で、その後必要な改善を実施して今年度トップレベル事業所に認定された事業所があった。
- ・建築年数の浅い事業所は、高効率の省エネ機器が導入されていた。
- ・比較的建築年数の経過した事業所は、設備の更新時に最新の機器を導入していたほか、運営管理などが高い水準で維持、継続されていた。

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape. In the foreground, there is a large, lush green park with many trees and a small pond. The middle ground is filled with various buildings, including residential blocks and larger commercial structures. The background shows a vast, hazy cityscape with many skyscrapers under a clear sky. A semi-transparent white banner is overlaid across the middle of the image, containing the title text.

4. 排出量取引の状況

オフセットクレジットの事前申請状況

都内中小クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）、都外クレジットの3つの合計で、第一計画期間に **約22万t-CO₂** の創出が見込まれる。

＜オフセットクレジットの事前申請状況＞（2011.9.30 時点）

都内中小クレジット	54,094t-CO₂ ※5年間合計（289件）	
再エネクレジット （環境価値換算量）	太陽光	2,940kW （4件）
	水力 _(1,000kW以下)	90kW （1件）
	水力 _(1,000kW超10,000kW以下)	13,300kW （2件）
	計65,000t-CO₂ ※5年間合計、都独自推計	
都外クレジット	96,317t-CO₂ ※5年間合計（11件）	

（参考） その他ガス削減量：**402,505t-CO₂**（11件）

※実際の発行量は排出（発電）実績等により変動する。



クレジットの発行・取引状況

<クレジットの発行状況> (2012.2.29 時点)

都内中小クレジット	2件	66t-CO ₂
再エネクレジット (環境価値換算量)	1件	7,285t-CO ₂
再エネクレジット (その他削減量)	11件	23,955t-CO ₂

(合計: 31,306t-CO₂)

<クレジットの取引状況> (2012.2.29 時点)

再エネクレジット (その他削減量) の一般管理口座間の移転	1件	360t-CO ₂
----------------------------------	----	----------------------



グリーン電力証書の試行的販売 ①目的

住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業※の実施に伴う環境価値を、グリーン電力証書（将来再エネクレジットに変換されるもの）として販売

※ 都内の住宅に太陽エネルギー利用機器を設置する方に対して、その経費の一部を補助する代わりに、補助金の交付を受けた太陽エネルギー利用機器が生み出す環境価値の譲渡を受け、その一部をグリーンエネルギー証書として発行することで再生可能エネルギーの利用拡大を進める事業

<目的>

- グリーン電力証書による再生可能エネルギーの利用拡大
- 入札方式で行うことにより、再エネクレジットとして利用可能なグリーン電力証書の公開価格付けを行い、排出量取引市場に価格指標の一例を提示
- 次年度以降の円滑なオフセットクレジット販売に繋げるための知見を得る。



グリーン電力証書の試行的販売 ②内容

募集期間 : 2012年1月13日~27日

販売対象者	特定地球温暖化対策事業者(本制度の削減義務者)
販売量	3,141,540kWh(<u>1,800トンCO₂相当</u>)の認証電力量
購入単位	17,453kWh(<u>10トンCO₂相当</u>)の認証電力量ごと
購入上限量	523,590kWh(<u>300トンCO₂相当</u>)の認証電力量
購入下限量	17,453kWh(<u>10トンCO₂相当</u>)の認証電力量
入札価格単位	10円刻み
最低落札価格	非公表

～結果～ 購入申請はゼロだった。

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and residential buildings. A large, green park is visible in the lower-middle section. A semi-transparent white rectangular box is overlaid on the center of the image, containing the text '5. 会計、税務について' in bold black characters.

5. 会計、税務について



都の排出量取引における会計処理

(企業会計基準委員会での整理)

削減計画期間中における超過削減量の取得時

会計処理は行わない(仕訳なし)

超過削減量の売却時

仮受金(未決算)として処理し、削減義務の達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える。

クレジット等の購入時

- ・削減義務者が義務履行目的で購入する場合は、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」
- ・第三者に販売する目的で購入する場合は、「棚卸資産」

引当金の計上

削減義務の未達が見込まれる場合には、一般的な会計基準に従って引当金を計上する。

クレジット等の指定管理口座への移転時

一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用とする。

偶発債務の注記

重要性がある場合には偶発債務の注記が必要と考えられる。

Tokyo Climate Change Strategy



**遅々として進まない国レベルの制度設計を待たず、
地方政府から、国内のCO₂削減及び技術革新に寄
与する、先駆的な実効性のある制度の実現を**

